

環境省同時発表

平成18年2月20日
経 済 産 業 省

使用済自動車の引取りに関して、インターネット等において不適正な広告を行っている可能性がある事業者に対する調査・指導結果について

昨年1月に完全施行された自動車リサイクル法の遵守徹底を図るため、経済産業省と環境省は、「リサイクル料金不要」、「廃車無料」といった、使用済自動車の引取りの際に、同法が義務付けているリサイクル料金の徴収を求めないとの趣旨の不適正な広告を行っている事業者について、都道府県等に対し調査・指導を要請した。

その結果、不適正な疑いのある広告を行っている事業者が59件確認された。これらの事業者に対し、都道府県等より立入調査等を行い、このうち1件が実際にリサイクル料金の預託を求めずに事業を行っていることが判明したため、指導の上、改善を確認した。

また、内容を調査し、広告の適正化が必要と判断された40件のうち、39件について、既に適正化がなされ又は今後なされる見込みであり、残りの1件についても、現在必要な対応を行っている。

1. 本調査・指導の趣旨

使用済自動車の再資源化等に関する法律（以下「自動車リサイクル法」という。）が昨年1月1日より完全施行された。

自動車リサイクル法では、自動車の所有者に対し、自動車の購入時や車検時にリサイクル料金の預託を義務付けているほか、法施行時において既販車であって車検を受けずに使用済みとなるものについては、引取業者への引渡し時にその預託を求めている。

しかしながら、インターネット等において、使用済自動車の引取りに当たり「リサイクル料金不要」「廃車無料」といった、リサイクル料金の支払いが不要との誤解を与えかねない不適正な広告を行っている事業者が確認されたところである。

このような事業者が、都道府県及び保健所設置市（以下「都道府県等」という。）

の登録を受けずに使用済自動車の引取りを行っている場合は無登録営業に該当する。

また、引取業の登録を行っている事業者であっても、このような使用済自動車の引取りが実際になされているとすれば、自動車リサイクル法第9条に定める預託確認義務及び預託されていない場合の告知義務に違反するため、自動車リサイクル法第19条及び20条に定める指導及び助言並びに勧告及び命令の対象となる。

このため、昨年8月5日に経済産業省と環境省の連名で、都道府県等に対し、インターネット、チラシ、雑誌その他の広告又は関連事業者から寄せられた情報において、「リサイクル料金不要」、「廃車無料」などの広告を行っている事業者を把握し、これらの事業者に対して使用済自動車の適正な取扱いがなされているかの確認及び不適正な取扱いがなされていた場合の指導等を要請したものである。

2. 調査結果

全国で104の都道府県等で調査が実施され、28の都道府県等において59件の不適正な疑いのある広告が確認された。(表1参照)

表1 不適正な疑いのある広告の状況

該当あり (28)	【該当事業者数：1】岩手県、茨城県、群馬県、長野県、静岡県、広島県、愛媛県、宮崎県、船橋市、富山市、尼崎市、松山市、大分市
	【該当事業者数：2】神奈川県、福岡県、札幌市、さいたま市、新潟市、名古屋市、大阪市
	【該当事業者数：3】福島県、埼玉県、千葉市
	【該当事業者数：4】東京都、仙台市
	【該当事業者数：5】千葉県、大阪府、沖縄県
該当なし (75)	北海道、青森県、宮城県、秋田県、山形県、栃木県、新潟県、山梨県、富山県、石川県、福井県、岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、山口県、徳島県、香川県、高知県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、鹿児島県、旭川市、函館市、小樽市、秋田市、郡山市、いわき市、宇都宮市、川崎市、横浜市、川崎市、横須賀市、相模原市、長野市、金沢市、岐阜市、静岡市、浜松市、豊田市、豊橋市、岡崎市、京都市、堺市、東大阪市、高槻市、神戸市、姫路市、西宮市、奈良市、和歌山市、岡山市、倉敷市、広島市、呉市、福山市、下関市、高松市、高知市、北九州市、福岡市、大牟田市、長崎市、佐世保市、熊本市、宮崎市、鹿児島市

広告の媒体は、インターネットが 33 件、チラシ、雑誌等広告が 20 件、その他関係業者等からの情報によるものなど 21 件（複数回答可）であった。（表 2 参照）

表 2 広告の媒体（複数選択可）

インターネット	33
チラシ、雑誌等広告	20
その他	21

＊ その他：関係業者等からの情報など

広告主は、自動車リサイクル法に基づく引取業の登録を受けていない者が 20 件、登録を受けた者が 35 件、所在が不明な者が 3 件、実態のないことが確認できた者が 1 件であった。（表 3 参照）

表 3 広告主の登録・許可状況

登録・許可なし	20
引取業の登録あり	35
所在の不明なもの	3
実態のないことが確認できた者	1

3. 調査結果を受けた都道府県等による指導の状況

（1）使用済自動車の引取りの状況

所在が明らかな 55 件について都道府県等で立入検査を行った結果、実際にリサイクル料金の預託を求めずに引取りを行っている事業者 1 件が確認された。県による指導の結果、広告及び不適正な引取りの改善がなされた。

残りの 54 事業者は中古車のみを取り扱っているなど、不適正な使用済自動車の引取りの事実はなかった。

（2）広告の適正化

自動車リサイクル法上の義務について誤解を招くなど、不適正な広告を行っている事業者については、自動車リサイクル法の遵守の徹底の観点から、都道府県等より事業者に対して広告の適正化を求めた。

その結果、18 事業者について、広告の修正等の適正化が行われ、21 事業者については、チラシ、書籍中で再度広告を行う際には適正な表現に改めることとするなど適正化が図られる見込みである。

また、15 事業者については、そのホームページ中に「廃車無料」などの表現がなされているものの、別途、リサイクル料金の預託義務について説明がされているなど、直ちに適正化を求める必要は認められなかった。

現時点で対応がなされていない1 事業者については、現段階では不適正な引取りは認められないものの、引取業の登録がなされていないため、使用済自動車の引取りを行う場合には引取業の登録を行うよう、都道府県等により指導中である。(表4 参照)

表4 広告の適正化の状況

適正化済み	1 8
適正化見込み	2 1
適正化の必要が認められず	1 5
対応中	1

＊ 適正化の必要が認められず：インターネット等で「廃車無料」などの記述があり、検索でヒットしたが、ホームページ上にリサイクル料金の預託について別途記述があるものなど

4. 今後の対応

国では、自動車リサイクル法の規制についての周知・徹底を一層図っていくとともに、今後も引き続き、不適正な広告の情報提供を受けた場合等には、都道府県等に対し、事業者に対する調査等を要請し、実態の把握及び広告内容の適正化を求めていくこととしている。

なお、今後も、こうした不適正な広告が多発すれば、適正な制度運営に支障を生じさせるおそれがあることから、都道府県等により法に基づく指導を行うなど、厳格な対応を図っていく。

(本発表資料のお問い合わせ先)
製造産業局自動車課
担当者：小池 米澤
電 話：03-3501-1511 (内線3831~6)
03-3501-1690 (直通)